

## NPO法人等と連携したこどもの居場所づくり事業（北・中央・西蒲区） 受託者選定プロポーザルの質問書に対する回答

標記の件について、提出された質問書に対する回答は以下のとおりです。

NO	資料番号 資料名	ページ	質問内容	回答
1	業務委託 仕様書	p1. 5(1)④	郷土料理のセミナーと料理教室を中央区の公民館での開催を考えているが、実施内容に該当するものか。 こども食堂としてではなく、関連書籍などの用意しこどもたちが郷土料理について学べる場として行いたいと考えている。	該当します。こども食堂とは地域のボランティア等が主体となり、子どもやその保護者に対し、食事や温かな団らんを提供する居場所と考えております。 ついては、ご質問いただいた実施内容はこども食堂としても該当し、あわせて仕様書5(1)④ウの括弧内の要件にも満たしているため、該当します。 なお、仕様書の5(3)④のとおり、原則対象者からの実費相当額の徴収はできません。 (オプションとしての任意徴収は可能、参加要件としての徴収は不可)